# 陸上自衛隊高等工科学校組織規則

陸上自衛隊訓令第11号

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第25条第4項並びに自衛隊法施行令(昭和29年 政令第179号)第36条の2第3項及び第49条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学 校組織規則を次のように定める。

平成22年3月25日

防衛大臣 北澤 俊美

# 陸上自衛隊高等工科学校組織規則

改正 平成25年3月28日省訓第24号

陸上自衛隊少年工科学校組織規則(昭和38年陸上自衛隊訓令第17号)の全部を改正 する。

(校長)

第1条 陸上自衛隊高等工科学校(以下「学校」という。)の校長は、陸将補をもって充てる。

(副校長)

- 第2条 副校長2人のうち、自衛官をもって充てる副校長は、1等陸佐をもって充てる。
- 2 次の各号に掲げる副校長は、校長の命を受け、校長を助け、主として、それぞれ 当該各号に定める事務を整理するものとする。
  - (1) 自衛官をもって充てる副校長 教育部の所掌に関する事務以外の事務
  - (2) 教官をもって充てる副校長 教育部の所掌に属する事務

(内部組織)

第3条 学校に、次の1室及び2部並びに生徒隊を置く。

企画室

総務部

教育部

(企画室)

- 第4条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1)業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
  - (2)組織、定員、定数及び生徒の員数に関すること。
  - (3)業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務部の分課)

第5条 総務部に、次の2課を置く。

#### 総務課

管理課

#### (総務課)

- 第6条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1)公印の保管に関すること。
  - (2)公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
  - (3) 人事に関すること。
  - (4) 記録及び統計に関すること(教育部の所掌に属するものを除く。)。
  - (5) 出版物及び厚生用品に関すること。
  - (6) 秘密の保全に関すること。
  - (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。
  - (8)福利厚生に関すること。
  - (9)健康管理に関すること。
  - (10) 印刷に関すること。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

### (管理課)

- 第7条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 物品の管理に関すること (総務課の所掌に属するものを除く。)。
  - (2) 給養に関すること。
  - (3) 施設の維持及び管理に関すること。
  - (4) 車両及び通信の運用に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理に関すること。

#### (教育部)

第8条 教育部は、生徒の教育訓練に関する事務(生徒隊の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。

(教育部の分課)

第9条 教育部に、教務課を置く。

(教務課)

- 第10条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 生徒の教育訓練の計画に関すること。
  - (2) 生徒の教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
  - (3) 生徒の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(生徒隊)

第11条 生徒隊においては、生徒の訓育及び実技の訓練を行う。

(室長、部長、課長及び生徒隊長)

- 第12条 室に室長、部に部長、課に課長、生徒隊に生徒隊長を置く。
- 2 室長、部長及び生徒隊長は、校長の命を受け、それぞれ室務、部務及び隊務を掌理する。
- 3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

### (主任教諭等)

- 第13条 教育部に、主任教諭1人、教諭及び学校教官を置く。
- 2 主任教諭は、教育部長の命を受け、生徒の一般教養に関する教育(次項において「一般教育」という。)に従事するほか、教諭の指導を行う。
- 3 教諭は、教育部長の命を受け、生徒の一般教育に従事する。
- 4 学校教官は、教育部長の命を受け、生徒の専門的な技術に関する教育に従事する。 (駐屯地業務隊との関係)
- 第14条 室、部、課及び生徒隊の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを 含まないものとする。

## (委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。